

平成 17 年 5 月 23 日

各 位

会 社 名 ネットビレッジ株式会社
代表者名 代表取締役社長 三浦浩之
(コード番号 2323)
問合せ先 経営管理部長 木根渕建
(TEL 03-5909-7800)

ストックオプション(新株予約権)に関するお知らせ

当社は、平成 17 年 5 月 23 日開催の取締役会において、商法第 280 条ノ 20 及び第 280 条ノ 21 の規定に基づき、ストックオプションとして 2 種類の新株予約権を発行することの承認を求める議案を、下記のとおり平成 17 年 6 月 29 日に開催予定の当社第 9 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 当社の取締役に対しストックオプションとして発行する新株予約権

1. 特に有利な条件で新株予約権を発行する理由

当社の取締役に対し、当社への経営参加意識と企業価値の向上に対する意欲や士気を高めることを目的とし、新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社の取締役

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式 5,000 株を上限とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(又は併合)の比率

(3) 発行する新株予約権の総数

500 個を上限とする(新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数 10 株)

(4) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(5) 新株予約権の行使時に払込をすべき金額

新株予約権 1 個あたりの払込金額は、次により決定される 1 株当たりの払込金額に(2)に定める新株予約権 1 個の株式数を乗じた金額とする。

新株予約権発行の日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)における大阪証券取引所ヘラクレス市場における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に 1.03 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。ただし、その価額が新株予約権発行の日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、新株予約権発行日の終値とする。

なお、本件新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、払込金額は、次の算式により払込金額を調整し、調整による1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、新株予約権発行後時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(又は処分)株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{新規発行前(又は処分前)の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(又は処分)株式数}}$$

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成17年6月30日から平成24年6月27日まで

(7) 新株予約権の行使についての条件

権利行使について、新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という)は、権利行使の時まで引き続き取締役の地位にあることを要する。

の規定にかかわらず、新株予約権者が権利行使期間中に死亡したことにより、当社の取締役の地位を喪失したときは、死亡の日から6ヶ月以内(権利行使期間中に限る)は、その相続人において新株予約権を行使することができる。

新株予約権の質入その他の処分は認めない。

その他については、第9回定時株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定める。

(8) 新株予約権の消却事由及び条件

新株予約権者が(7)により権利を行使することができなくなったとき、当社が消滅会社となる合併契約が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消却することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。

II. 当社及び当社グループの取締役、監査役及び従業員並びに社外協力者に対しストックオプションとして発行する新株予約権

1. 特に有利な条件で新株予約権を発行する理由

当社及び当社グループの取締役、監査役及び従業員並びに社外協力者に対し、当社への経営参加意識と企業価値の向上に対する意欲や士気を高めることを目的とし、新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の割当を受ける者

当社及び当社グループ会社の取締役、監査役、従業員並びに社外協力者

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

当社普通株式9,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(又は併合)の比率}$$

(3) 発行する新株予約権の総数

900 個を上限とする（新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数 10 株）

(4) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(5) 新株予約権の行使時に払込をすべき金額

新株予約権 1 個あたりの払込金額は、次により決定される 1 株当たりの払込金額に(2)に定める新株予約権 1 個の株式数を乗じた金額とする。

新株予約権発行の日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）における大阪証券取引所ヘラクレス市場における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に 1.03 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。ただし、その価額が新株予約権発行の日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、新株予約権発行日の終値とする。

なお、本件新株予約権発行後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、払込金額は、次の算式により払込金額を調整し、調整による 1 円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、新株予約権発行後時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(又は処分)株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{新規発行前(又は処分前)の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(又は処分)株式数}}$$

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成 19 年 6 月 30 日から平成 24 年 6 月 27 日まで

(7) 新株予約権の行使についての条件

権利行使について、新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という）のうち、当社及び当社グループ会社の取締役、監査役及び従業員は、権利行使の時まで引き続き当社及び当社グループ会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。新株予約権者のうち、社外協力者については、権利行使の時においても当社又は当社グループ会社の社外協力者であることを要する。

の規定にかかわらず、新株予約権者が権利行使期間中に死亡したことにより、当社及び当社グループの取締役、監査役若しくは従業員又は社外協力者の地位を喪失したときは、死亡の日から 6 ヶ月以内（権利行使期間中に限る）は、その相続人において新株予約権を行使することができる。

新株予約権の質入その他の処分は認めない。

その他については、第 9 回定時株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定める。

(8) 新株予約権の消却事由及び条件

新株予約権者が(7)により権利を行使することができなくなったとき、当社が消滅会社となる合併契約が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消却することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。

上記の内容につきましては、平成 17 年 6 月 29 日開催予定の当社第 9 回株主総会において、「I.」については「当社の取締役に対しストックオプションとして新株予約権を発行する件」、
「II.」については「当社及び当社グループの取締役、監査役及び従業員並びに社外取締役に対してストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件といたします。

以 上